

慶弔規定（内規）

会員相互及び生徒の親交を深め友誼団体との儀礼をつくすことを目的とします。

A 生徒及び正会員（父母または保護者）の場合

1. 病気災害に対する場合
 - (1) 生徒が学校の管理下に重大な災害を受けた場合。
 - (2) 長期疾病（1ヶ月以上）または入院（2週間以上）の場合。
 - (3) 正会員で重大な災害を受けた場合。
 - (4) (1)～(3)の場合5,000円を贈金の基準とする。
2. 慶事の場合 なし
3. 死亡に対する場合
 - (1) 生徒
 - (2) 正会員
 - (3) (1)～(2)の場合5,000円を弔金の基準とする。

B 教職員の場合

1. 病気災害に対する場合
 - (1) 教職員で重大な災害を受けた場合。
 - (2) 長期疾病（1ヶ月以上）または入院（2週間以上）の場合。
 - (3) (1)～(2)の場合5,000円を贈金の基準とする。
2. 慶事に対する場合
 - (1) 結婚
 - (2) (1)の場合は5,000円を贈金の基準とする。
3. 死亡に対する場合
 - (1) 本人
 - (2) 妻（夫）、本人の両親、子供
 - (3) (1)～(2)の場合5,000円を弔金の基準とする。
4. 特別な場合は役員会にはかり額を決定する。

C その他の場合

- (1) 教職員で転出・退職する場合、3,000円相当のお礼を贈る。
- (2) 本会の友誼団体及びその直接関係者に儀礼交換をなす必要ある時は金5,000円を限度として処理するものとする。特別な場合は役員会にはかりその額を決定する。

昭和36年11月4日 制定
昭和49年 2月7日 改正
平成10年4月18日 改正
平成15年4月19日 改正
平成23年2月19日 改正
平成30年 3月3日 改正